

入札談合の再発防止対策について

国土交通省入札談合再
発防止対策検討委員会 H17.7.29

一般競争方式の拡大

対象工事を予定価格7.3億円以上の工事から、18年度中には2億円以上の工事まで大幅に拡大。

- ・金額ベースで27% 57%、件数ベースで2.3% 15%に拡大(平成15年度実績ベースによる試算)。
- ・新たな対象工事に係る入札には、工事成績・技術提案等の条件を付す。

総合評価方式の拡大と充実

価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を18年度中には5割超(金額ベース、15年度実績は2割)まで拡大。

評価項目の充実と透明性の向上

- ・より本質的な技術競争の促進(例えば、鋼構造とコンクリート構造といった異ジャンル間の競争も可能。)
- ・技術評価割合を拡大し、優れた提案が活かされやすい競争の実現。

入札情報の公表方法の改善・入札契約過程の監視の強化

指名業者名の事後公表の試行を拡大(概ね5割)し、問題がなければ、速やかに事後公表へ移行。

入札執行段階での個別チェックの改善、入札結果の事後的・統計的分析の実施。

外部の有識者からなる「公正入札審議委員会(仮称)」を本省に設置。

ペナルティの強化

大規模・組織的な談合であって、特に悪質性が際立っている場合における指名停止を、最長24ヵ月とすることをルール上明確化するとともに、現行の10%の違約金特約条項に上乗せして5%の違約金(合計15%)を徴収。

競争参加資格を定める総合点数へのペナルティの反映再犯対象期間の3年から10年への延長等、建設業法上の監督処分強化。

再就職・早期退職慣行の見直し

今回の談合事案に関与した企業については、退職後の期間を問わず、国土交通省退職者の再就職を自粛。指定職経験者について、退職後5年間、直轄工事受注企業への再就職を自粛。

本省幹部職員の勧奨延長だけでなく、地方整備局職員についても、人事管理上の支障が生じない限界まで平均勧奨退職年齢の引き上げを実施し、公務の世界で長く働くための環境の整備を図る。

受注企業におけるコンプライアンスの徹底

今回の談合事案に関与した企業については、建設法第41条第1項に基づき、再発防止のための法令遵守の徹底等社内体制の整備を求め、当分の間、毎年、その実施状況の報告を求める。

発注担当職員による的確な職務遂行

各地方整備局等に局長を本部長とする「発注者綱紀保持委員会(仮称)」を設置。

一般競争方式の拡大

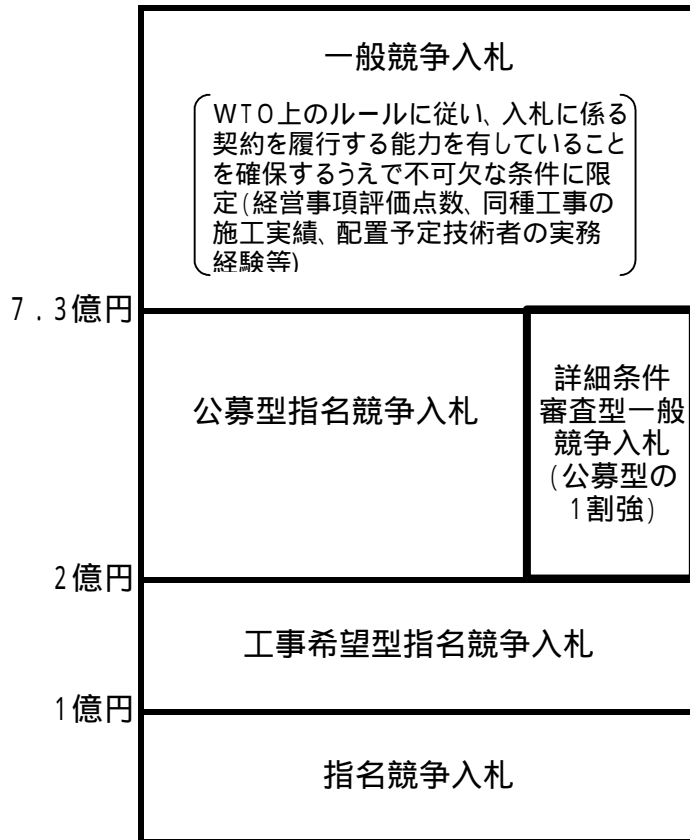
参 考

7.3億円以上の工事から2億円以上の工事へ大幅に拡大。

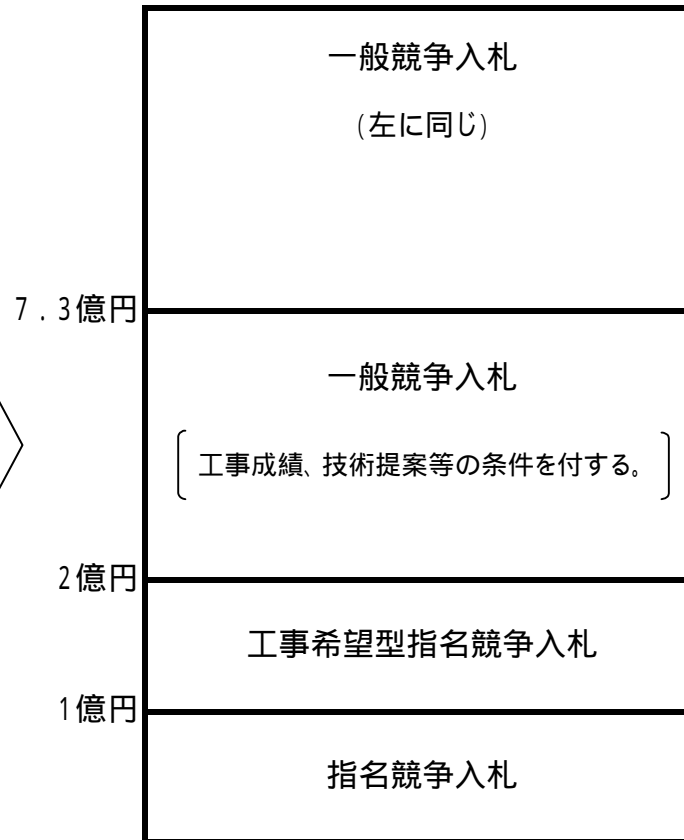
- ・全体：金額ベースで27% 57%(概ね2倍)、件数ベースで2.3% 15%(概ね8倍)
- ・一般土木：金額ベースで30% 59%(概ね2倍)、件数ベースで2.9% 20%(概ね7倍)
- ・鋼橋上部：金額ベースで54% 89%(概ね2倍)、件数ベースで16% 54%(概ね3倍)

これにより、一般競争の対象企業がこれまでほぼAランク企業に限られていた状況から、B・Cランクの企業にまで拡大。

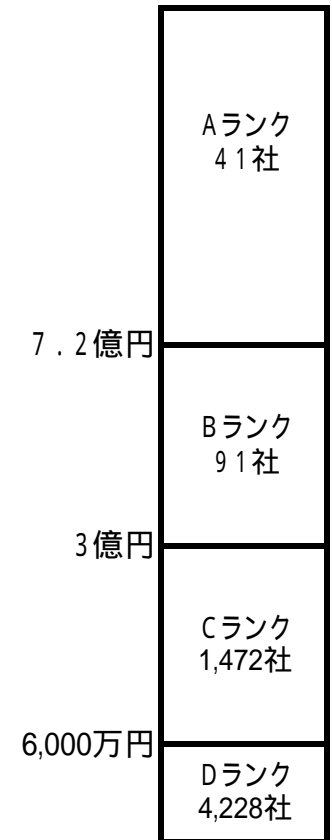
(現 行)



(改 正)



一般土木
(関東地方整備局例)

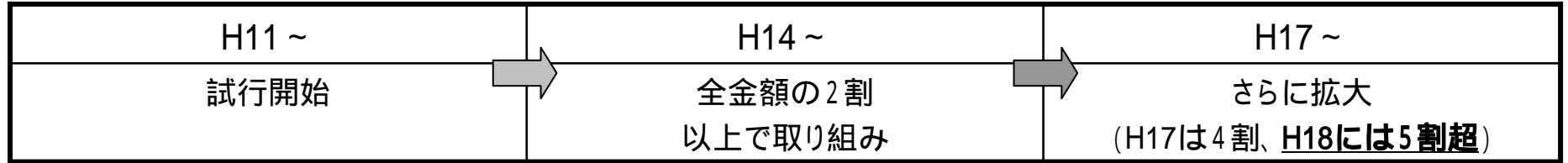


(平成17年4月1日現在)

総合評価方式の拡大と充実

適用する工事の拡大:平成18年度には5割超(金額ベース)まで拡大

価格のみによらず、工期、機能、安全性などの価格以外の要素を含めて総合的な価値による競争を促進することにより、談合等の不正防止が期待されるとともに、機能・品質の向上が見込まれる。



評価項目の充実

性能発注や、詳細設計と工事をあわせて発注し、構造物の本体に対する技術提案を可能とすること等により、技術提案の範囲を拡大

より本質的な技術競争の促進

(例えば、鋼構造・コンクリート構造といった異ジャンル間の競争も可能)

技術評価割合を拡大

優れた技術提案が活かされやすい競争の実現

(最安値で入札さえすれば落札できるといった状況を少なくする)

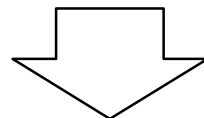
透明性の向上

高度な内容の技術提案の評価を行う場合等必要に応じ、外部の有識者を加えた総合評価審査委員会(仮称)による審査を実施する。

大規模・組織的な談合に対する指名停止措置・違約金特約条項の強化

発注者としてペナルティ強化のため、平成15年6月に導入した違約金特約条項及び同年9月に強化した指名停止基準を、更に強化。

	指名停止措置	違約金
現行	3～12ヵ月 (注)現行ルール上も、極めて悪質な事由、極めて重大な結果を生じさせた場合には、運用上、2倍まで延長可能としているが、「悪質な事由」等の具体的な内容は明示されておらず、また、「24ヵ月」という期間も明示されておらず、これまで12ヵ月を超えて指名停止を行った実績も全くない。	10%(一律)



改正	大規模・組織的な談合であって刑事告発等がなされた場合で、特に、司法手続等において主犯格であることが明らかになった場合や、誓約書の提出があつたにもかかわらず違反行為が明らかになった場合、10年以内の入札談合の再犯である場合等、違反企業ごとの事情に照らし、悪質性が際立っている場合	
	最大24ヵ月とすることをルール上明確化	現行の10%の違約金特約条項に上乗せして、5%の違約金(合計15%)を徴収